

長野県石油商業組合に対して行政指導を発出しました

長野県石油商業組合が令和8年3月27日付けで本県に提出した書類について、当該組合に対し、行政手続法第32条の規定により、以下のとおり行政指導を発出しました。

相手方

所在地 長野市中御所1丁目24-4

名称 長野県石油商業組合

指導の内容、指導を行う理由等

別紙「中小企業団体の組織に関する法律第67条の規定による業務改善命令への適切な対応について」のとおり

指導を行った日

令和8年4月8日（水）

その他

- 指導の内容や指導を行う理由等について、8日午後3時から長野県庁3階会見場で産業政策課が説明を行います。
- 令和8年3月27日に長野県石油商業組合から県に提出された書類については、下記ホームページをご覧ください。

<長野県石油商業組合に対する対応>

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/070812sekisho.html>



石商に対する対応

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

産業労働部 産業政策課団体・サービス産業振興係
(担当) 久宝

電話 026-235-7191 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 2906

E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp